様式第12号（第6条関係）

|  |
| --- |
| 却下決定通知書第　　　　　号 |
|  | 〒　　　―　　　　様 | 　　年　　月　　日丸亀市福祉事務所長　 |
| 　　　　　年　　月　　日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。記１　申請事項２　却下の理由不服申立て及び取消訴訟１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対し審査請求をすることができます。２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。(１)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。(２)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。問い合わせ先丸亀市　　　　部　　課　住所　香川県丸亀市大手町二丁目４番21号電話番号 |